姫路市新規就農支援事業補助金

新規就農に必要な農機具の購入費用の一部を補助します！

過去 5 年以内に林田チャレンジ農園の栽培付き区画を利用し、栽培講習を修了した方及び過去 5 年以内にひめじ帰農塾の新規就農者枠を受講し、修了した方を対象に、就農初期に必要となる農機具の購入費用の一部を補助します。

補助金額

（補助率1/2 以内）
※1 回限り

補助上限

30 万円

【手続きの流れ】

①交付申請（申請者→市） → ②交付決定（市→申請者） → ③農機具等の購入（申請者） → ④納品確認（市→申請者） → ⑤補助金請求（申請者→市） → ⑥補助金交付（市→申請者） → ⑦実績報告（申請者→市）

【対象者】 1～4の要件をすべて満たす者

1. 交付申請の時点で、年齢が65歳未満である者
2. 市内の農地の所有権又は利用権を有している者
3. 自ら農業経営を行う強い意志を持ち、補助金の交付を受けた年度の翌年度から引き続き 3 年以上就農する意思がある者
4. 林田チャレンジ農園の栽培付き区画の申込または、ひめじ帰農塾の研修申込以後に、農業経営を主宰する者として所得税法第229条の規定により届出書を提出した者

※補助対象となる農機具や提出書類等詳しい条件は裏面をご確認下さい。

【補助対象となる農機具の例示】

《農業用機械》

・トラクター及びアタッチメント(ロータリー、培土板等)

・播種機、移植機、管理機、成形機

・防除機器、動力噴霧器、動力散布機、草刈り機、モアー

・収穫機、堀取機、結束機、洗浄機　他

《農業用道具》

・鍬、備中鍬、鎌、シャベル・スコップ、一輪車　他

対象外となるもの

・肥料、ジョウロ、ハサミ、ネット、ホース　他

※農業用機械及び農業用道具は、中古品を除きます。(新品のみ)

※農業以外にも使用できるような汎用性の高い農機具は除きます。

【提出書類】

(補助申請時)

① 営農計画書

② 収支予算書

③ 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額届出書

④ 栽培講習又はひめじ帰農塾の新規就農者枠に係るコースを修了したことを証する書類の写し

⑤ 公的機関が発行する市内の農地の所有権又は利用権が確認できる書類の写し

⑥ 所得税報第 229 条の規定により届出書を提出したことを証する書類又は法人の登記事項証明書

⑦ 見積書の写し（3社見積要）

⑧ 農機具のカタログの写し

(実績報告時)

① 収支決算書

② 事業実施状況が確認できる写真等の資料

③ 消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告書

④ 就農状況報告書(交付を受けた年度の翌年度から 3 年間報告要)

【注意事項】

① 補助金を交付した年度の翌年度から 3 年以上就農を継続する必要があります。途中で就農を取り止めた場合は補助金の返還の対象となります。

② 農機具は、交付決定後に購入する必要があります。すでに購入している農機具については補助の対象外です。

③ 市職員の納品確認が終了するまで、購入した農機具は絶対に使用しないで下さい。

問い合わせ/姫路市役所　農政総務課　農政企画室　TEL　079－221-2476